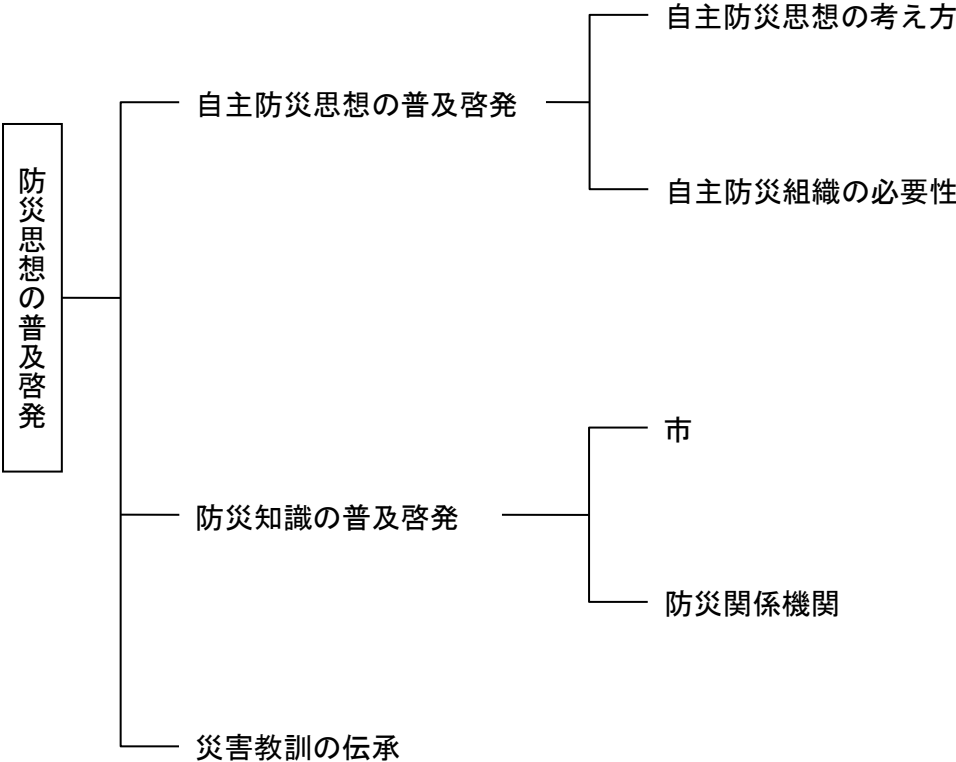


第2部

災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発



第1節 自主防災思想の普及啓発

第1項 自主防災思想の考え方

「自らの身の安全は、自ら守る」という考え方が防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、まず自分の身の安全を守るよう行動することが非常に重要である。

また、初期消火の実施、近隣の負傷者、要配慮者（高齢者・障害者等）の救助、避難施設での活動、あるいは防災関係機関が行う防災活動への自主的な協力も、被害や混乱の拡大を防ぐ意味で重要である。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2項 自主防災組織の必要性

市は、地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、防災活動を実施するが、大災害時には道路が不通になり、ライフライン（電話・水道・電気）が止まり、防災活動に支障をきたすことがある。また、同時に多数の場所で被害が発生し、対応能力を超えることもあり得る。

このような大災害時には、「自らの地域は、自ら守る」という考え方に立ち、市民が協力し合い、地域の防災活動を自ら行う必要がある。

そのためには、日ごろから地域のコミュニティ活動が大切であり、平常時における災害予防活動が非常に重要となる。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市

地震対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに一般住民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育（職員課、防災危機管理課）

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて研修会等を実施する。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 市地域防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動
- (4) 職員がはたすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題とその他必要な事項

上記のうち（3）及び（4）については年度当初に各所属において十分周知しておくも

のとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 児童生徒に対する教育（学校教育課）

市教育委員会は、児童生徒に対する地震を含む防災教育に関して、県教育委員会の指導計画に基づき本市の特性とマッチするように配慮しながら、これを実施するものとする。

（1）児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて地震を含む災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

3 市民に対する普及啓発（防災危機管理課、広報広聴課、消防局）

発災時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応についてイベントの開催、市ウェブサイト、パンフレット、ポスター及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、啓発期間を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置の活用も図る。

また、市（防災危機管理課）は、地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。

（1）家庭での予防・安全対策

ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認

イ 災害リスクを踏まえた避難行動や先の確認

ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄

エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池）の準備

オ 家具等の転倒防止対策

カ 消火器、ガスマイコンメーターの普及

（2）様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

（3）緊急避難場所での行動

（4）災害時の家庭内の連絡体制の確保

（5）その他

ア 自主防災思想及び自主防災組織

イ 地震の基礎的知識、宇部市の地震活動

ウ 市の防災対策

エ 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況

オ 避難地、避難路その他避難対策

カ 住宅の耐震診断と補強

キ 応急手当等看護の知識

ク 要配慮者対応

ケ 緊急地震速報についての知識

(6) 啓発期間

- ア 防災とボランティアの日 1月17日
防災とボランティア週間 1月15日～21日
平成7年12月15日閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。
(平成7年1月17日に阪神淡路大震災が発生した)
- イ 水防月間 5月
ウ 土砂災害防止月間 6月
がけ崩れ防災週間 6月1日～7日
- エ 防災の日 9月1日
防災週間 8月30日～9月5日
道路防災週間 8月25日～8月31日
防災の日については、昭和35年6月17日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するために設けられた。
(大正12年9月1日に関東大震災が発生した)
(昭和34年9月26～27日伊勢湾台風による被害が発生した)
防災週間については、昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。
- オ 救急の日 9月9日
救急医療週間 9月9日を含む1週間
救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。
- カ 国際防災の日 10月13日
「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日(後に毎年10月13日となる)を「国際防災の日」とすることが決議された。
- キ 津波防災の日 11月5日
平成23年3月11日の東日本大震災を受けて同年6月に「津波対策の推進に関する法律」(平成23年法律第77号にて制定された。多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、1854年に発生した安政南海地震の津波の際に稲に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなみ、11月5日を「津波防災の日」とすることとされた。
- ク 119番の日 11月9日
自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。

4 各種団体等に対する普及啓発（防災危機管理課、消防局、教育委員会）

- (1) 市（防災危機管理課）、消防局及び教育委員会は、自治会、婦人団体、P T A、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会等を通じて地震防災に関する知識の普及啓発を促進する。
- (2) 各種団体が、開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

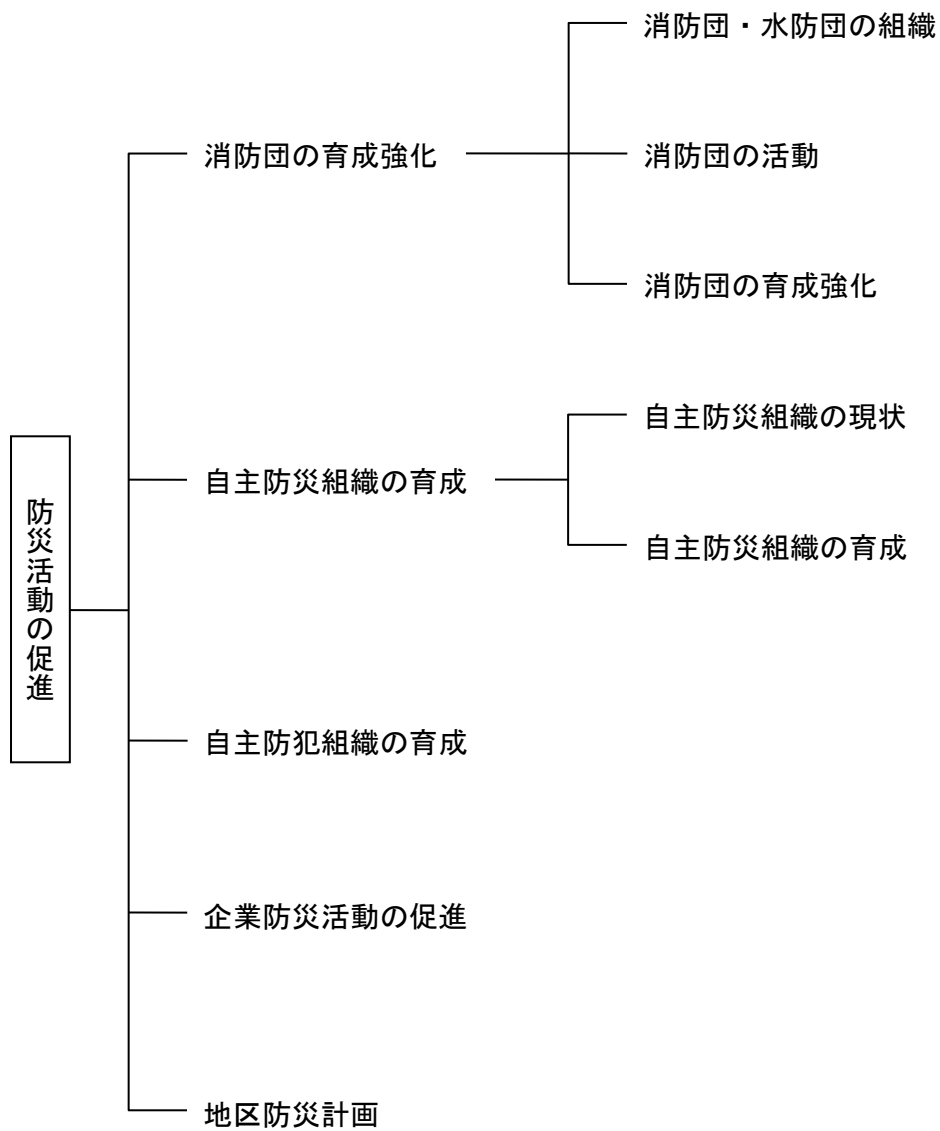
第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、県及び市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進



第1節 消防団の育成強化

第1項 消防団・水防団の組織

消防団は、消防組織法の規定により設置された消防機関であり、地域社会の防災を担うという使命感に基づく住民により構成された組織である。

水防団は、水防法の規定に基づき、水防管理団体である市がその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならないが、当市においては、消防機関で処理できるものとする。

[資料] 2-2-1 消防団組織

第2項 消防団の活動

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たしており、常備消防と連携しながら消火活動、救助活動、水防活動等を行っている。

大災害時には、多くの消防団員が動員され、住民生活を守るために重要な役割を果たしている。

日常においても、各地域での防災訓練や防火防災啓発活動を通じ、住民生活に密着した防災活動を行っており、地域の消防防災の要となっている。

第3項 消防団の育成強化

近年の都市化による住民の連帯意識の希薄化、また地域によっては若年層の減少等により、団員数の減少、団員の高齢化等の課題を抱えている。

防災危機管理課は、青年層等の積極的な入団促進を図るとともに、安心安全で災害に強いコミュニティの形成に消防団が中心的な役割を果たすよう充実強化に努める。

また、消防団の施設、装備の充実強化を推進する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、市を中心とした防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが重要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の現状

広い意味での自主防災組織は、施設の自主防災組織と地域の自主防災組織に分けられる。そして、施設の自主防災組織は、さらに自衛消防組織、自衛防災組織、消防クラブ等に分けられる。

1 施設の自主防災組織

(1) 自衛消防組織

自衛消防組織は消防法第14条の4に基づき、所有者、管理者又は占有者が一定規模以上の危険物事業所や防火対象物に設置しなければならない。市内には約1,400の自衛消防組織がある。

(2) 自衛防災組織

自衛防災組織は石油コンビナート等災害防止法第16条に基づき、特定事業者が設置しなければならない。

[資料] 2-2-2 自衛防災組織

(3) 消防クラブ等

幼年期、少年期から防火・防災意識の高揚を図るため、保育園や幼稚園、地域等で結成される消防クラブがある。

[資料] 2-2-3 幼年消防クラブ

[資料] 2-2-4 少年消防クラブ

[資料] 2-2-5 女性防火クラブ

2 地域の自主防災組織

地域の自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、地域で防災に関する活動を行っている自治会等とする。

具体的には、以下の事項のいずれかを行っている場合、防災に関する活動を行っているものとする。

(1) 自主防災組織として規約を制定している。

(2) 自治会規約に防災に関する組織等を規定している。

(3) 自ら消防防災活動を行っている。

(事例)

- ・防災訓練、避難訓練、消防防災に関するビデオ上映等の実施
- ・会合などで消防防災に関する呼びかけ、注意を実施
- ・消防防災に関する勉強会を実施
- ・夜回り等の実施
- ・防災巡視、防災点検の実施
- ・防災マップ、防災新聞等の作成・配布
- ・緊急連絡網や情報伝達網の整備
- ・消防防災用の資機材を保有
- ・炊き出し等、災害発生時の体制の整備

(4) 消防防災活動に参加している。

(事例)

- ・県、市町、消防機関等の行う防災研修会や防災訓練等への参加
- ・消防機関の行う予防活動（署員による個別訪問など）や福祉活動（民生委員等による個別訪問）などへの同行

第2項 自主防災組織の育成

消防局は、自衛消防組織と自衛防災組織については、法に基づき指導育成を行う。

また地域の自主防災組織等については、消防局と市（防災危機管理課）が協力して、自主防災思想の考え方や自主防災組織の必要性を広報紙等で啓発し、市民の自主的な結成を押し進める。

また、結成についての相談があった場合には、積極的に指導・助言を行う。

第3節 自主防犯組織の育成

警察署と市（市民活動課・防災危機管理課）は、災害時に被災地のパトロールや生活安全情報の提供等を行い、速やかな安全確保ができるよう自主防犯組織の育成を図る。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、震災時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

1 県及び市の役割

県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、県及び市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

2 意識啓発

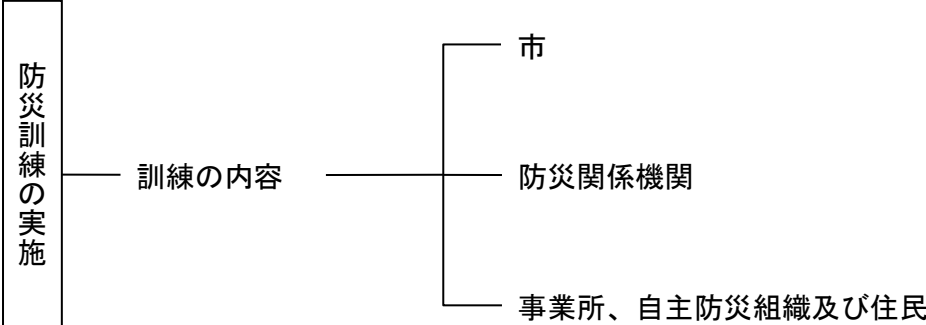
優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市防災会議は、

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施



第1節 訓練の内容

第1項 市

市（防災危機管理課）及び消防局は、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、または単独で、県の訓練を参考にし、さらに地域の特性を踏まえた上で次の訓練を実施する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模地震の発生を想定し、地震発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置運営・情報の収集伝達・広報・避難誘導・避難所・救護所設置運営・応急受入・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制）・自主防災組織等の活動支援	<ul style="list-style-type: none">・消火活動・救助・救急・医療救護・ライフライン施設応急復旧・救援物資輸送・情報伝達・広報等	<ul style="list-style-type: none">・初期消火・応急救護・炊き出し・避難・避難誘導・要配慮者安全確保等

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市は県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模地震を想定した徒歩、自転車及びバイクによる参集訓練を実施する。

3 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

4 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施するうえで円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模地震が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所における訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート等消防法で定められた防火管理者の選任義務のある事業所はその定める消防計画に基づき、避難訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防局及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

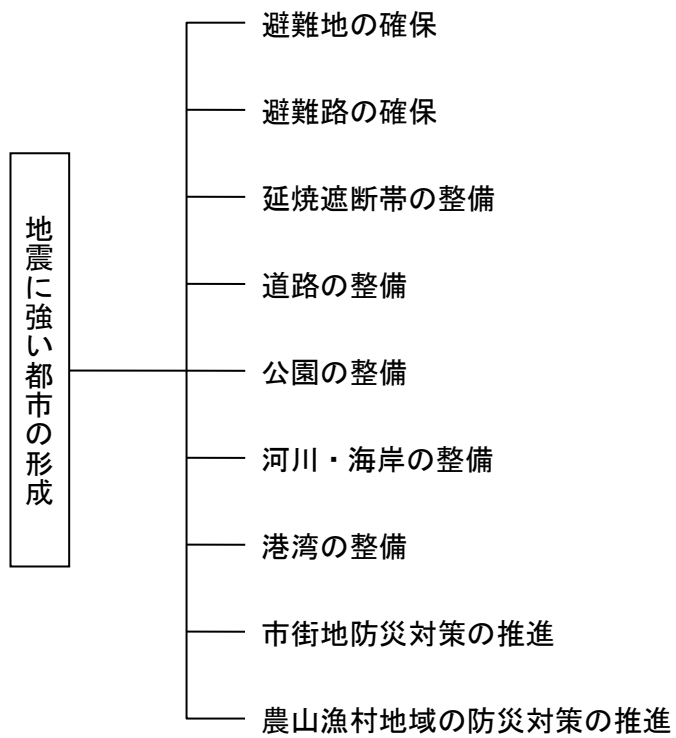
各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市（防災危機管理課）及び消防局の指導を受け、自主的に訓練を実施する。

訓練内容は、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確保等について実施する。

3 一般市民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県、及び各防災関連機関が実施する防災訓練への参加を求め防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 地震に強い都市の形成



第1節 避難地の確保

- 1 震災時の避難地として、広場、公園及び学校運動場等を緊急避難場所として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くなるようにできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郷の緑地、市街化区域内の農地の利用について検討する。

第2節 避難路の確保

避難地につながる道路(市道、生活道路等)を避難路とし、地域住民が安全に短時間で避難できるよう安全確保に努める。

第3節 延焼遮断帯の整備

- 1 一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。
<市防災計画火災・事故災害対策編参照>
- 2 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園(常盤公園)として整備するとともに、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等適切な維持管理や、耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理などを進める。

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

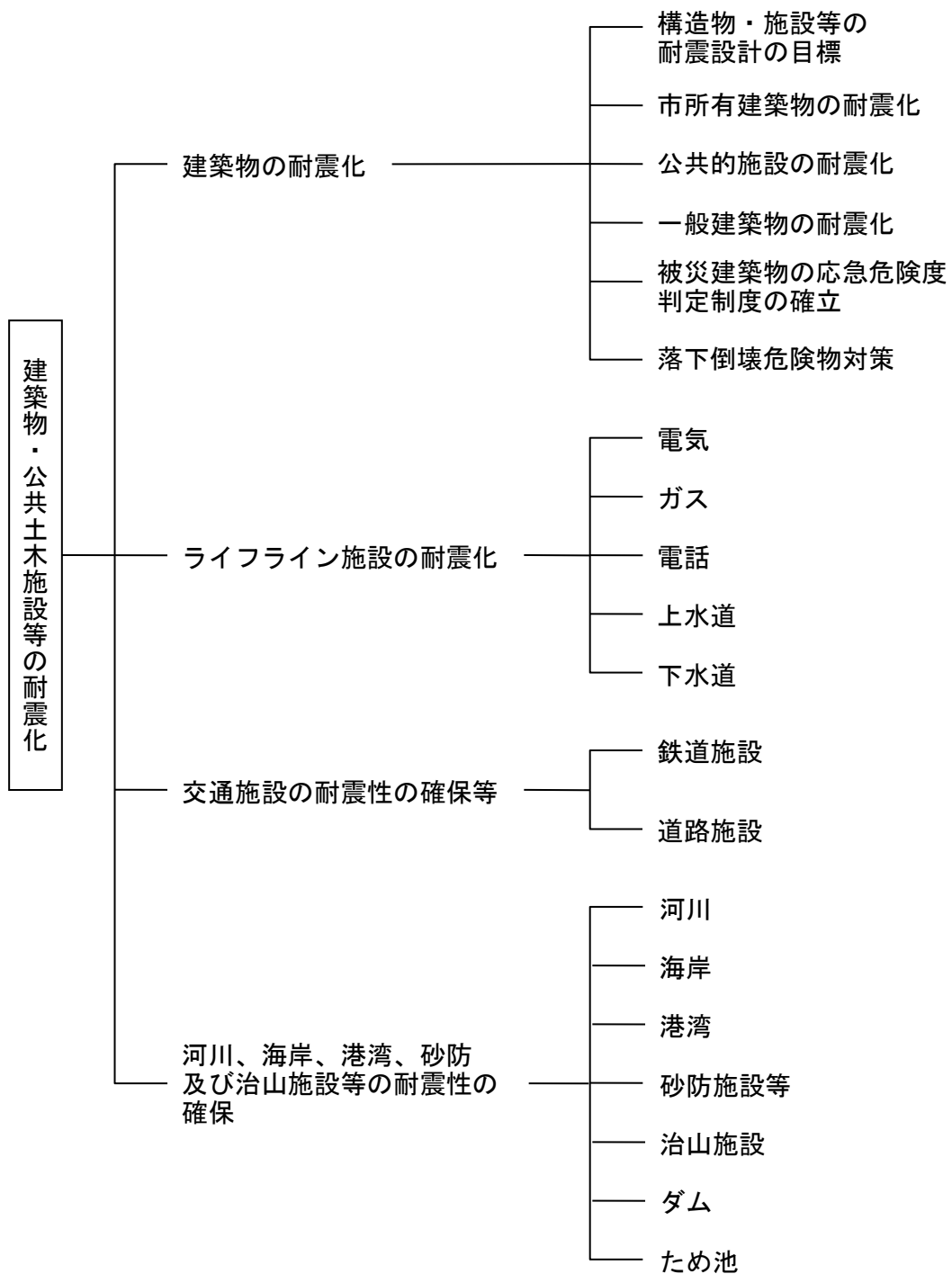
3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地域等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強く潤いのある街づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化



第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能故障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの。
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれのあるもの。
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 市所有建築物の耐震化

市は、市所有の建築物の耐震性の確保について、必要に応じて実施し、県は市に対して必要な情報提供・助言・指導を行う。

市では、国が策定した基本方針に基づき、「山口県耐震改修促進計画」との整合を図り、「宇部市地域防災計画（震災対策編）」の関連計画として、平成20年2月に策定された「宇部市耐震改修促進計画」に基づき、市内の既存建築物の耐震改修等に関する施策の方向性を示すことにより、本市における建築物の耐震化の促進を図る。

第3項 公共的施設の耐震化

市及び県は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、市民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設等を通じて既存建築物の耐震化を促進する。

特に耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市及び県は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- 1 応急危険度判定に関する普及、啓発
- 2 応急危険度判定士の養成、登録
- 3 市、県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物の点検、補修、補強等を行う。

市及び県は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

市及び県は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

1 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社

(1) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空電線路 … 電気設備の技術基準に規定されている基準に基づき、設計を行う。

地中電線路 … 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し設計する。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

(4) 配電設備

架空電線路 … 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 … 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(5) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

第2項 ガス（山口合同ガス株式会社宇部支店）

今後の構造物、設備等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

1 供給施設

(1) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設）

(2) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。

第3項 電話（西日本電信電話株式会社）

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルの洞道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性の向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のルート化を推進する。

第4項 上水道（宇部市水道局）

水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・緊急を要する弱点对策に努めること。
- ・重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第5項 下水道（下水道整備課）

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・下水道施設の構造面での対策
- ・下水道システム面での対策
- ・体制面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は、社会経済活動、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

1 橋梁及び高架橋の整備

新幹線の橋梁、高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

2 その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設

1 各道路管理者（国土交通省・山口県宇部土木建築事務所・道路整備課・農林整備課・水産振興課）は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震点検を実施し、補強等を推進する。

（1）落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について総点検を実施し、その結果に基づいて法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

（2）橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて必要な工事を実施し耐震強化を図る。

（3）トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて必要な補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川（土木河川課）

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な改良工事を行う。さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸（商工振興課）

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾（商工振興課）

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防施設等（土木河川課）

荒廃溪流等については、砂防ダム及び流路工を施工し、土石流防止、土砂かん止調節、溪岸の浸食防止及び溪流の浸食防止を図り、地震による被害を未然に防止する。急傾斜地崩壊危険箇所については、擁壁の設置等急傾斜地崩壊工事を施工し、地震によるがけ崩れを未然に防止する。地すべり危険箇所については、地すべり防止工事を施工し、地すべりによる被害の防止を図る。

また、既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設（農林整備課）

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

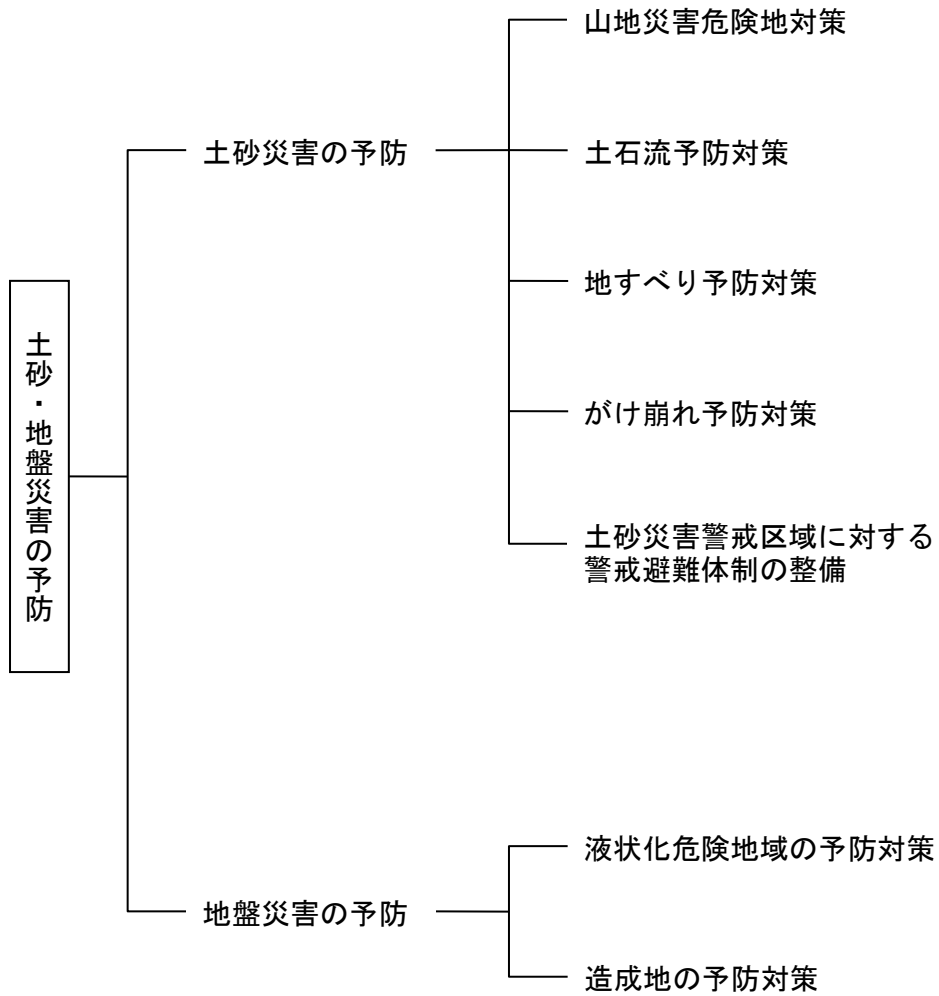
第6項 ダム

老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震発生後の初動対応における被害予測、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

第7項 ため池（農林整備課）

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第6章 土砂・地盤災害の予防



第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策（農林整備課）

- 1 山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。
- 2 治山事業の実施等
山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地区の周知等の措置を講ずる。

第2項 土石流予防対策（土木河川課）

- 1 砂防指定地の指定（県砂防課）
土石流危険溪流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。
- 2 土石流対策の実施
砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防ダム・流路工等の砂防施設の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策（土木河川課・農林整備課）

通常の地すべりは、緩斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があることから、以下の対策を講じる。

- 1 地すべり防止区域の指定（国土交通省・農林水産省）
地すべり危険箇所の調査結果に基づき、市及び地域住民の協力のもと、県は地すべり防止区域を指定する。
- 2 地すべり防止対策の実施
地すべり防止区域内では、切り土、盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第4項 がけ崩れ予防対策（土木河川課）

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（県砂防課）
急傾斜地崩壊危険区域を指定するとともに、危険度の把握のため定期的な調査点検を実施する。

2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設・その他の緊急避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

1 市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

第2項 造成地の予防対策（建築指導課）

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導を通じて行う。また、梅雨期や台風期前の巡視及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

1 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。

2 人口崖面の安全措置

宅地造成により生じる人口崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

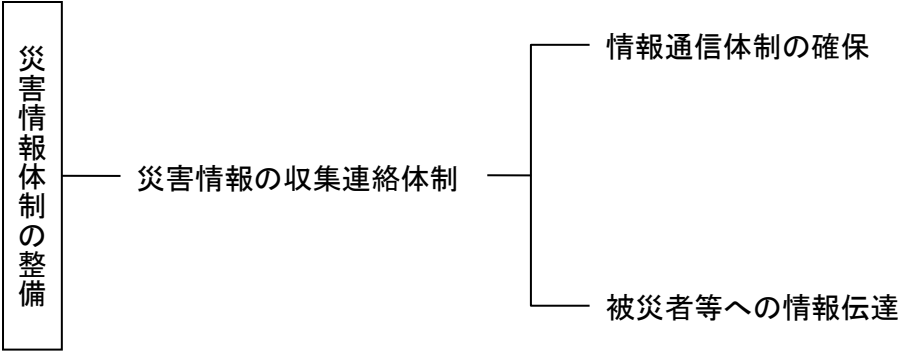
3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の指導を行う。

4 宅地耐震化推進事業の促進

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、2次スクリーニングを行い、大規模盛土造成地の安全性の把握に努める。

第7章 災害情報体制の整備



第1節 災害情報の収集連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 市（防災危機管理課）、消防局及び県の対策

（1）通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように市、県及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

イ 地震動対策

（ア）各種機器には、転倒防止措置を講じるものとする。

（イ）気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

（2）通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

（3）非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

（1）市（防災危機管理課）及び消防局は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間に防災用移動系無線（デジタルMC A無線）を整備し移動系防災行政無線を減局

イ 同報系無線網の整備促進

ウ 災害担当職員参集のための連絡手段として職員参集メール（携帯電話）の整備促進

エ 防災相互通信用無線及び消防無線統制波の整備促進

オ 衛星携帯電話

（2）多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても、整備を進める。

（3）インターネット等による通信手段の整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市（防災危機管理課）、消防局、県及び防災関係機関は、大規模地震の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにするものとする。

（1）情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

（2）被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

（3）通信機器の運用計画

- (4) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

[資料] 2-7-1 宇部市災害情報体制

4 地震観測機器等の整備

- (1) 市（防災危機管理課）は、国及び県が機器等を設置する場合、用地の斡旋等について積極的に協力するものとする。

[資料] 2-7-2 地震観測機器の設置箇所

(2) 情報処理分析体制等の整備

ア 災害情報データベースシステムの整備

市及び県は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ 情報の分析整理

市及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

- (ア) 伝送路のループ化を推進する。
- (イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。
- (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
- (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

- (2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講ずる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

6 自主防災組織の情報体制

自主防災組織は、災害の発生に備え、あらかじめ地域内における防災及び災害に関する情報の伝達及び収集の体制を整備するものとする。

7 市民の情報体制

市民は、災害の発生に備え、あらかじめ気象情報及び防災情報の内容及び入手経路、避難場所、異常発生時の通報先その他必要な事項を把握しておくよう努めるものとする。

第2項 被災者等への情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市（防災危機管理課）においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

市（防災危機管理課）は、避難地、緊急避難場所等への防災屋外スピーカー、防災用移動系無線（デジタルMCA無線）の整備を促進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市及び県の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市（防災危機管理課）は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

また大災害時には、NTTが災害時の声の伝言板としての機能が期待される「災害用伝言ダイヤル」を提供するため被災者の安否確認に対しては、この災害用伝言ダイヤルの利用をすすめるものとする。

(1) 災害用伝言ダイヤル

ア 提供開始

大災害時に、NTTが提供開始、録音件数等について決定し、テレビ、ラジオ等で提供開始や利用方法について発表する。

イ 利用方法

① 171にダイヤルする。

② ガイダンスが流れる。

③ 録音する場合「1」をダイヤルする。

再生する場合「2」をダイヤルする。

④ ガイダンスが流れる。

⑤ 被災地の安否確認したい人の電話番号をダイヤルする。

⑥ 録音又は再生する。

ウ 問い合わせ

局番なしの116番又はNTT支店・営業所。

(2) 宇部市防災メール

ア 目的

平成11年台風18号の教訓から、防災情報の伝達・交換や災害情報などの収集・伝達手段の一つとして、平成12年から宇部市防災メーリングリストを開設。平成17年1月15日から、防災情報を配信する「宇部市防災メール」に変更し、平成19年9月から新システムに移行し配信速度の迅速化を図る。

イ 利用手段

電子メール（携帯電話による利用可）

登録・解除は「無料」

ウ 運用

①情報提供

- ・ 気象注意報・警報等
- ・ 雨量等の観測情報
- ・ 災害発生情報
- ・ 被災者支援情報
- ・ ボランティアの募集
- ・ 訓練等の防災啓発行事

②情報収集

- ・ 地域の被災状況
- ・ 避難場所の状況
- ・ ボランティアの要請

③情報交換

- ・ 気象用語や災害用語の解説
- ・ 防災情報、防災知識の共有
- ・ 防災に関する話題

エ 登録・解除方法

市ウェブサイトへアクセスし登録及び解除を行う

(<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/bousai/bousai/1001208/1001211.html>)

(3) エリアメール（NTTドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク、楽天モバイル）

「エリアメール、緊急速報メール」とは、気象庁が配信する「緊急地震速報・津波警報」と、国・地方公共団体からの災害時の情報を、対象エリアに同報配信する「災害・避難情報」を合わせたメールサービスの総称である。

「エリアメール、緊急速報メール」を受信した携帯電話は、自動でメッセージが表示され、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。（スマートフォンを含む一部対応機種）

ア 気象庁から配信されるもの

- ・ 緊急地震速報
- ・ 津波警報

イ 避難指示等の災害・避難情報

市から、NTT ドコモのエリアメールサービス、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールサービスにより配信する。

① 配信対象

宇部市域の電波エリア内の NTT ドコモ、au 及、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）

② 配信項目

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・緊急安全確保
- ・警戒区域情報
- ・津波注意報
- ・津波警報（上記 ア 参照）
- ・大津波警報（上記 ア 参照）
- ・噴火情報
- ・指定河川洪水警報
- ・土砂災害警戒情報
- ・東海地震予知情報
- ・弾道ミサイル情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報

③ 配信方法

職員が情報を入力し、該当エリア内の NTT ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル携帯電話（スマートフォンを含む一部機種）に一斉配信

(4) Lアラート

Lアラートとは、避難指示等の防災情報を集約し、多様なメディアを通じて住民に情報配信する全国的な共通基盤システムで、TV・ラジオ・インターネット等を通じて防災情報を発信することが可能。

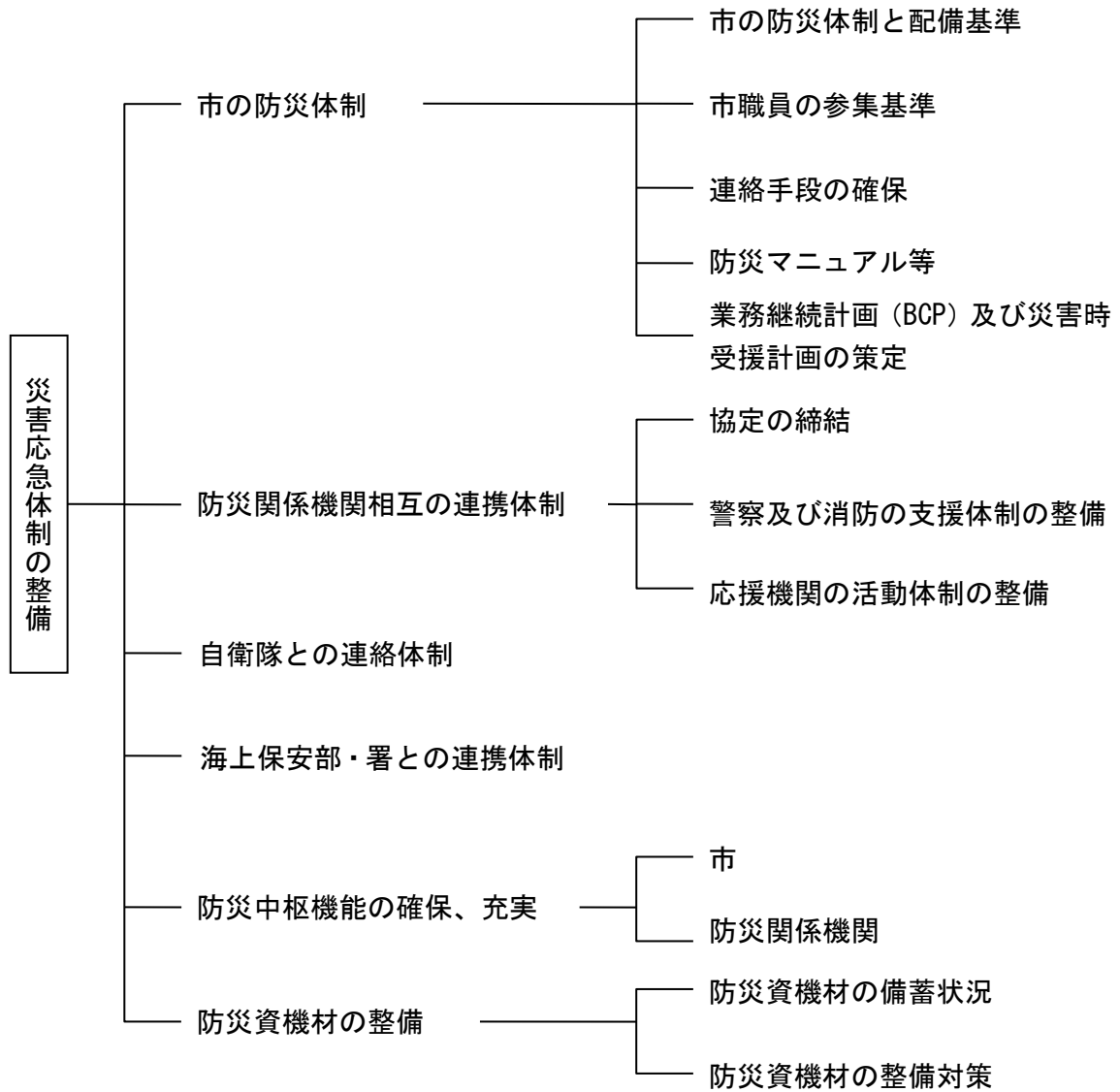
ア 発信する主な防災情報

- ・避難指示等情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等）
- ・避難所の情報（開設・閉鎖した避難所の名称、住所等）
- ・お知らせ情報（災害に関する県民向け情報（罹災証明発行手続、被災者支援等））

イ 配信方法

職員が、県総合防災情報システム経由で情報を入力し、県内の参加メディアに一斉配信

第8章 災害応急体制の整備



第1節 市の防災体制

市は、地震発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員参集体制の整備を図る。

第1項 市の防災体制と配備基準

市の防災体制と配備基準を次のように定める。

配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準
第1警戒体制	震度3の地震発生	防災危機管理課 消防局	あらかじめ所属長が指名した職員
	津波注意報	防災危機管理課 消防局	
第2警戒体制	震度4の地震発生	防災危機管理課 消防局 広報広聴課 市民活動課 地域福祉課 農林整備課 水産振興課 都市計画課 住宅政策課 公園緑地課 土木河川課 道路整備課 北部地域振興課	あらかじめ所属長が指名した職員
		津波警報	
第3非常体制	震度5の地震発生	全課	係長以上の全職員及び第2警戒体制の配備課の全職員
	大津波警報	全課	
第4非常体制	震度6以上の地震発生	全職員による非常体制 (災害対策本部体制)	

第2項 市職員の参集基準

- (1) 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- (2) 第3及び第4非常体制については、出勤可能な職員の自主参集をもって配備に当たる。
- (3) 第3及び第4非常体制配備の震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断する。
- (4) 交通機関等の途絶のため所定の職場に参集できない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに最寄りの市民・ふれあいセンター等に参集する。

第3項 連絡手段の確保

職員の連絡手段については、防災危機管理課が行う。

また、防災関係課職員の連絡手段については携帯電話等を逐次整備を進める。

第4項 防災マニュアル等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的な訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）及び災害時受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、平成26年4月に業務継続計画（BCP）を策定した。

また、他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、平成29年5月に災害時受援計画を策定した。

[資料] 2-8-46 宇部市業務継続計画

[資料] 2-8-47 宇部市災害時受援計画

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。（災対法第67条）

また、市長（防災危機管理課）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は県知事（防災危機管理課）に対し、職員の派遣についてあせせんを求め

ることができる。(災対法30条)

その他、指定地方行政機関に対しても、職員の派遣を要請することができる。(災対法29条)

しかし、大規模な災害が発生した場合は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者等に対し、迅速かつ的確に協力を要請する又は支援する必要があるため、あらかじめ協定を締結するものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(1) 県外及び県内各市町による災害時相互応援協定 (6 協定)

ア 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定 (55 市町)

イ 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 (77 市町村)

ウ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定 (20 県市町)

エ 宇部市・宇治市災害時相互応援協定 (2 市)

オ いわき市・宇部市災害時相互応援協定 (2 市)

カ 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定 (13 市町)

(2) 県内各市町による広域消防相互応援協定 (4 協定)

ア 山口県内広域消防相互応援協定 (19 市町 4 消防組合)

イ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定 (19 市町 4 消防組合)

ウ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定 (10 市 3 消防組合)

エ 県道山口宇部線における消防相互応援協定 (2 市 1 消防組合)

(3) 災害時緊急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定 (31 協定)

ア 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定 (宇部市医師会)

イ 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定 (宇部市医師会、宇部薬剤師会・山口県宇部健康福祉センター)

ウ 災害時の相互協力に関する覚書 (宇部市内郵便局)

エ 災害時等における緊急放送に関する協定 (FMきらら)

オ ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定 (山口県厚東川ダム管理事務所、山口県宇部土木建築事務所)

カ 災害時の福祉避難所の運営に関する協定 (宇部市内社会福祉法人等)

キ 災害時における倒木処理に関する協定 (宇部・小野田植木造園業組合宇部造園研究会の各会員)

ク 災害時における燃料油の供給に関する協定 (富士商株式会社)

ケ 船舶による災害時等の協力に関する協定 (西部マリン・サービス株式会社)

コ 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定 (西中国国分株式会社)

サ 災害対応型自動販売機の運用に関する協定 (コカ・コーラウエスト株式会社、サントリーフーズ株式会社、アサヒカルピスビバレッジ株式会社、ダイドードリンコ株式会社)

シ 災害時における情報交換に関する協定 (国土交通省中国地方整備局)

ス 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書 (中国電力ネットワーク株式会社)

セ 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)

- ソ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定（西日本電信電話株式会社）
- タ 災害時における協力体制に関する協定（株式会社COCOLAND）
- チ 災害時における地下水供給に関する協定（株式会社COCOLAND）
- ツ 災害時避難支援の協力等に関する協定（地区自主防災会）
- テ 災害時における支援協力に関する協定（山口県行政書士会）
- ト 災害時における救助物資確保に関する協定（生活協同組合コープやまぐち）
- ナ 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部）
- ニ 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）
- ヌ 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定（小野地区コミュニティ推進協議会）
- ネ 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定（山口県産業ドローン協会）
- ノ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定（株式会社グッデイ）
- ハ 災害時における物資供給に関する協定（株式会社ジュンテンドー）
- ヒ 災害時における協力体制に関する協定（伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社）
- フ 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定（日産自動車株式会社）
- ヘ 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定（宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合）
- ホ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定（株式会社ミスターマックス・ホールディングス）
- マ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（宇部歯科医師会）

(1)

- [資料] 2-8-16 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- [資料] 2-8-17 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- [資料] 2-8-18 山口県及び市町相互間の災害時応援協定
- [資料] 2-8-19 宇部市・宇治市災害時相互応援協定
- [資料] 2-8-32 いわき市・宇部市災害時相互応援協定
- [資料] 2-8-44 持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

(2)

- [資料] 2-8-1 山口県内広域消防相互応援協定
- [資料] 2-8-20 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- [資料] 2-8-21 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定
- [資料] 2-8-22 県道山口宇部線における消防相互応援協定

(3)

- [資料] 2-8-2 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [資料] 2-8-3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定
- [資料] 2-8-4 災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書
- [資料] 2-8-7 災害時等における緊急放送に関する協定
- [資料] 2-8-8 厚東川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する

- 協定
- [資料] 2-8-9 今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定
 - [資料] 2-8-10 災害時の福祉避難所の運営に関する協定
 - [資料] 2-8-11 災害時における倒木処理に関する協定
 - [資料] 2-8-12 災害時における燃料油の供給に関する協定
 - [資料] 2-8-13 船舶による災害時等の協力に関する協定
 - [資料] 2-8-14 災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定
 - [資料] 2-8-15 災害対応型自動販売機の運用に関する協定
 - [資料] 2-8-23 災害時における情報交換に関する協定書
 - [資料] 2-8-24 災害発生時の連絡体制及び協力体制に関する覚書
 - [資料] 2-8-26 災害に係る情報発信等に関する協定
 - [資料] 2-8-27 特設公衆電話の設置・利用に関する協定
 - [資料] 2-8-28 災害時における協力体制に関する協定
 - [資料] 2-8-29 災害時における地下水供給に関する協定
 - [資料] 2-8-30 災害時避難支援の協力等に関する協定
 - [資料] 2-8-31 災害時における支援協力に関する協定
 - [資料] 2-8-33 災害時における救助物資確保に関する協定
 - [資料] 2-8-34 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定
 - [資料] 2-8-35 災害時における物資供給に関する協定
 - [資料] 2-8-36 小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定
 - [資料] 2-8-37 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定
 - [資料] 2-8-38 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
 - [資料] 2-8-39 災害時における物資供給に関する協定
 - [資料] 2-8-40 災害時における協力体制に関する協定
 - [資料] 2-8-41 災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
 - [資料] 2-8-42 災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定
 - [資料] 2-8-43 災害時における物資の調達及び供給に関する協定
 - [資料] 2-8-45 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

2 県における協定の締結

- (1) 他都道府県との相互応援協定
- (2) 医療救護活動に関する協定
 - ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
 - イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
- (3) 要配慮者支援に関する協定
 - ア 関係福祉団体との協定
 - イ 県旅館生活衛生同業組合との協定
 - ウ (公財)山口県国際交流協会との協定
- (4) 報道機関との協定
- (5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
 - ア 県トラック協会との協定(車両の確保、物流の専門家派遣等)

- イ 県バス協会との協定
- ウ 県乗用自動車協会との協定
- エ 県レンタカー協会との協定
- (6) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定
 - ア 県旅客船協会との協定
 - イ 県内航海運組合との協定
- (7) 緊急支援物資等保管先の確保に関する協定
 - ア 県倉庫協会との協定
 - イ 県冷蔵庫協会との協定
- (8) 物資配送等に関する協定
 - 大手運送業者との協定
- (9) 応急対策業務に関する協定
 - ア (一社) 山口県建設業協会及び同協会支部との協定
 - イ (一社) 山口県測量設計業協会との協定
 - ウ (一社) プレハブ建築協会との協定
 - エ (一社) 全国木造建設事業協会との協定
 - オ 警備業者との協定
 - カ 山口県衛生仮設資材事業協同組合との協定
 - キ (一社) 山口県LPガス協会との協定
 - ク (一社) 山口県産業廃棄物協会との協定
 - ケ 中国地方整備局及び海洋土木関係団体との協定
 - コ (一社) 日本建設業連合会中国支部との協定
 - サ (一社) 全国クレーン建設業協会山口支部との協定
 - シ 県電気工事工業組合との協定
 - ス (一社) 山口県電業協会との協定
 - セ 県管工事工業協同組合との協定
 - ソ (一社) 山口県ビルダーズネットワークとの協定
 - タ 山口県建設労働組合との協定
 - チ 西瀬戸ビルダーズサロンとの協定
 - ツ (一社) 山口県建築協会との協定
 - テ (一社) JBN・全国工務店協会
 - ト 全国建設労働組合総連合との協定
 - ナ 山口県瓦工事業協同組合との協定
 - ニ 山口県鳶工業連合会との協定
 - ヌ (一社) 日本鳶工業連合会との協定
 - ネ (一社) 災害復旧職人派遣協会との協定
- (10) 通信設備の利用に関する協定
 - ア 警察通信設備の使用に関する協定
 - イ JR西日本通信設備の使用に関する協定
 - ウ (一社) 日本アマチュア無線連盟山口県支部との協定
- (11) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
 - 大手流通業者等との協定

[資料] 2-8-5 災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

(12) 医薬品、血液製剤等の供給に関する協定

- ア 山口県薬業卸協会との協定
- イ 山口県製薬工業協会との協定
- ウ 山口県医療機器販売業協会との協定
- エ 日本産業・医療ガス協会中国地域本部との協定

(13) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定

- 独立行政法人住宅金融支援機構との協定

(14) 災害情報の収集に関する協定

- ア 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立大学法人山口大学との協定
- イ 国土地理院との協定
- ウ 山口県産業ドローン協会との協定

(15) 災害時における避難者支援に関する協定

- 公益社団法人隊友会 山口県隊友会との協定

(16) その他災害応急対策上必要な事項に関する協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

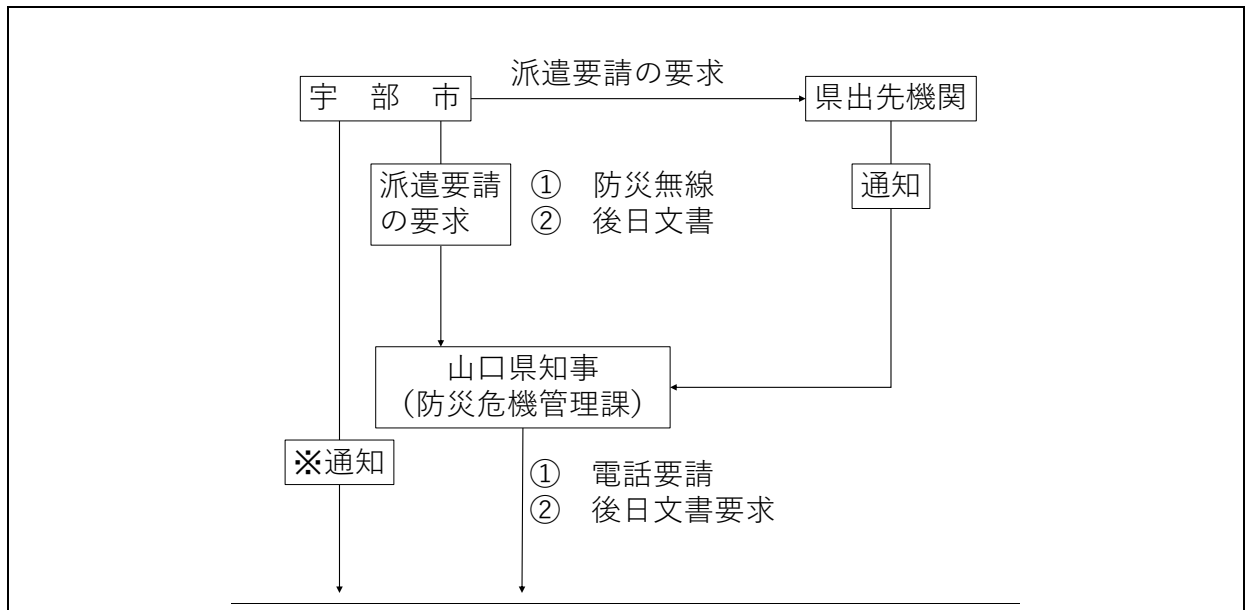
第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市町（消防本部等）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ定めておく。また、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 2 市及び県は、大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

第3節 自衛隊との連絡体制

災害緊急時の自衛隊の派遣要請は、県知事に要求する。市長は、自衛隊の派遣要請をするよう県知事に求めた場合、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、県知事が要請出来ない場合においては、市長は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

県の派遣要請にかかる手順及び市長が直接通知を行う場合の連絡先は、以下のとおりとなる。



部隊名		電話番号	部隊名		電話番号
陸上自衛隊	山口地方協力本部 (山口市)	083-922-2325	海上自衛隊	小月教育航空群 (下関市)	083-282-1180
	第17普通科連隊 (山口市)	083-922-2281		第31航空群 (岩国市)	0827-22-3181
	第13師団 (広島県)	082-822-3101		下関基地隊 (下関市)	083-286-2323
	中部方面総監部 (兵庫県)	0727-82-0001		呉地方総監部 (広島県)	0823-22-5511
航空自衛隊	第12飛行教育団 (防府市)	0835-22-1950	佐世保地方総監部 (長崎県)	0956-23-7111	
	航空教育隊 (防府市)	0835-22-1950	※知事が要請できない場合		
	西部航空方面隊 (福岡県)	092-581-4031			
	第3術科学校 (福岡県)	093-223-0981			

第4節 海上保安部・署との連携体制

県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

第1項 市

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修補強工事を実施していく。(各施設管理者)
- 2 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
なお、代替機能施設は、ときわ湖水ホールとする。
- 3 庁舎等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 4 資料の被災を回避するため、免震性及び非常用電源等の確保された市内施設において、各種データの整備保全、バックアップ体制を推進する。

第2項 防災関係機関

各防災関係機関は、防災中枢機能の確保、充実に努める。

第6節 防災資機材の整備

第1項 防災資機材の備蓄状況

- 1 防災資機材は、地域防災拠点となる市民・ふれあいセンターから年次的に整備を進める必要があり、その後、各避難予定場所にも整備が必要である。
- 2 水防用の防災資機材は、市の水防倉庫及び山口県宇部土木建築事務所に備蓄されている。
- 3 市(道路整備課)は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

[資料] 2-8-6 水防倉庫と資機材

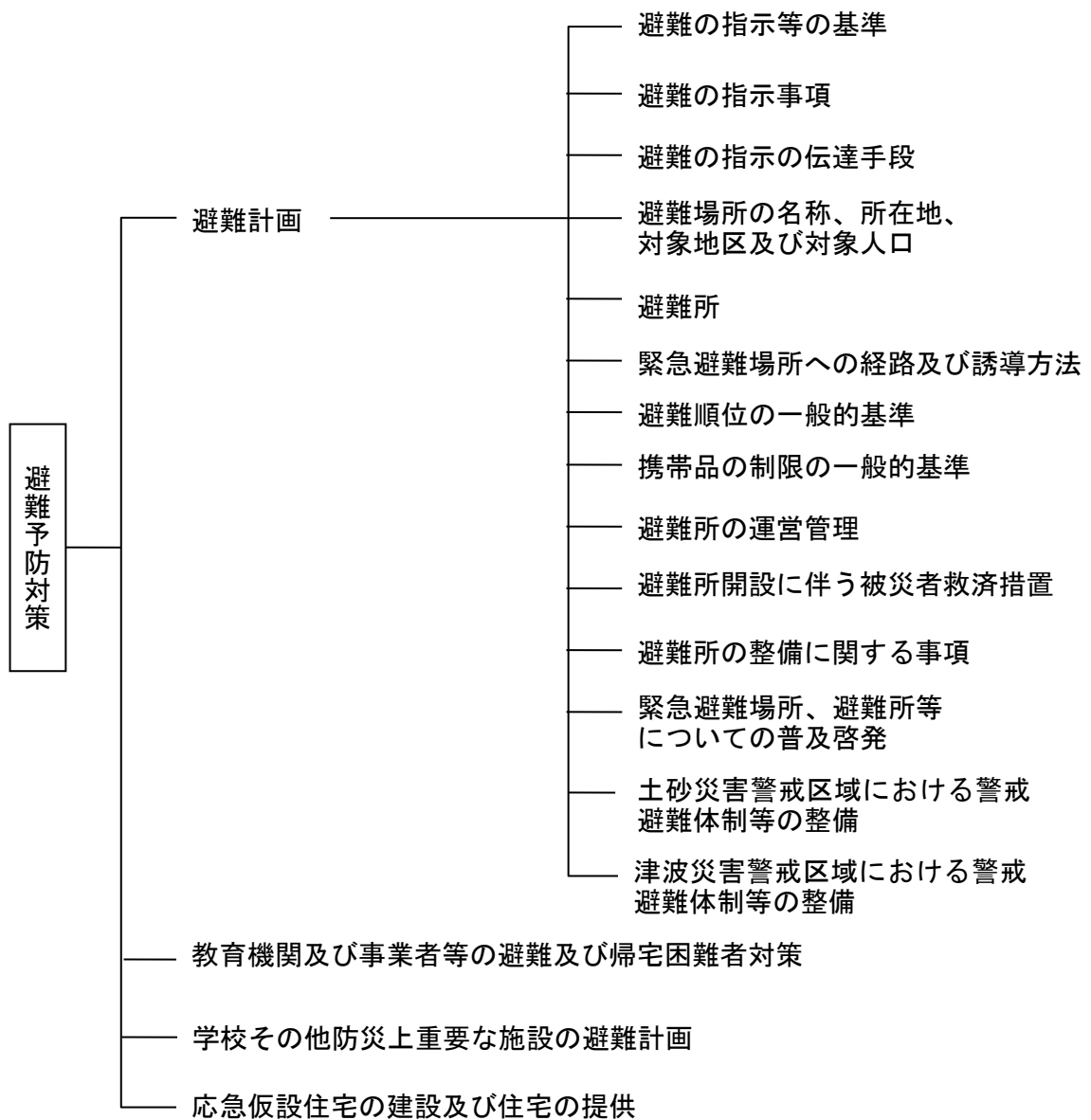
第2項 防災資機材の整備対策

備蓄資機材は、次の資機材を基準とする。

ただし、水防用資機材は、[資料] 2-8-6「水防倉庫と資機材」に定める。宇部市は指定水防管理団体であるので、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2 kmについて1箇所の水防倉庫又は資機材備蓄場所を設置しなければならない。

救助用機器	ジャッキ、バール、ハンマー、シャベル、カッター、鋸、斧、掛け矢、発電機、投光機
救助用品	担架、リヤカー、毛布、救助ロープ、標識ロープ、消火器、防水シート、メガホン、ラジオ、懐中電灯、非常用トイレ
救急・衛生用品	災害用救急箱、紙おむつ、生理用品、哺乳ビン、消臭スプレー、ドライシャンプー、マスク、非接触型体温計、使い捨て手袋
調理器具	煮炊きレンジ、カセットコンロ、調理セット、食器セット、ポリタンク
非常用食料	ミネラルウォーター、非常食セット
避難生活用品	テント、パーティション、段ボールベッド、折り畳みベッド、毛布、ブランケット

第9章 避難予防対策



第1節 避難計画

第1項 避難の指示の基準

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害の発生又は、そのおそれのあるとき。
- 2 気象台から津波予報又は、地震・津波情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。

第2項 避難の指示事項

避難の指示にあたって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第3項 避難の指示の伝達手段

避難の指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。伝達にあたっては、地域住民に周知徹底するため、市による対応だけでなく、警察、消防機関、報道機関等の協力による伝達体制を整備しておく。要配慮者については、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

- 1 メール、無線、電話及び公共放送等による伝達
防災メール、防災屋外スピーカー、電話、FAX等、テレビ、ラジオ
- 2 広報車、伝達員による直接伝達（警察、消防局、消防団、市防災関係課）

第4項 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

1 緊急避難場所の指定

あらかじめ、避難の予定となる施設を避難場所として設定しておく。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を図るため、政令で定められた基準に適合する施設又は場所を、地震、津波、土砂災害、洪水、高潮等災害種類ごとに、緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所を指定しようとするときは、当該緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

2 緊急避難場所の指定基準

(1) 地震以外の災害を対象とする緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水、高潮、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

(2) 地震を対象とする緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

又は

イ 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 緊急避難場所に関する届出

緊急避難場所の管理者は、当該緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市長に届け出るものとする。

4 指定の取消し

市長は、当該緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すものとする。

緊急避難場所を取り消したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示するものとする。

[資料] 2-9-1 緊急避難場所及び避難所一覧

第5項 避難所

1 避難所の指定

市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定められた基準に適合する施設を、避難所として指定する。

また、指定避難所が使用できなくなる場合も想定し、あらかじめ避難所として利用可能な施設を把握し、協定を締結しておく。

なお、避難所を指定しようとするときの管理者の同意、指定時の県知事への通知、公示、避難所に関する届出、指定の取り消し等、緊急避難場所と同様に行う。

2 避難所の指定基準

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

3 福祉避難所

要配慮者で一般の避難所での生活に支障をきたすなど、何らかの特別の配慮を必要な対象者に対し、その対応が可能な福祉避難所を指定するものとする。

[資料] 2-9-1 緊急避難場所及び避難所一覧

第6項 緊急避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努めることとする。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合があり、その場合は全機関が一致協力して誘導する必要があるため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 携帯品として認められるもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合は、上記の他若干の食料品、日用品等も認められる。

第9項 避難所の運営管理

市は、災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、自主防災組織、教育機関及び事業者等と連携し、あらかじめ避難所の運営に係る協力体制を整備するとともに、福祉避難所の拡充及びその運営に係る協力体制の整備に努めるものとする。

市、自主防災組織、教育機関及び事業者等は、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者に配慮するものとする。

また、避難場所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、避難場所従事者等についてあらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救済措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給

- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第 1 1 項 避難所の整備に関する事項

市（地域福祉課）は、防災関係機関その他関係団体と連携し、避難所で必要となる物資の確保及び備蓄を行うものとする。

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、間仕切り、炊出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 1 2 項 緊急避難場所、避難所等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第 1 3 項 土砂災害警戒区域における警戒避難体制等の整備

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、次のとおり整備しておく。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助等
- 2 高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

- 3 土砂災害に関する情報の伝達、緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な情報を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布

第14項 津波災害警戒区域における警戒避難体制等の整備

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域であり、次のとおり整備しておく。

- 1 津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制。
- 2 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設への津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
なお、上記の施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があると認められる施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は避難確保計画を作成する。

[資料] 2-9-2 津波避難促進施設一覧

- 3 津波に関する情報の伝達、緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な情報を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布。

[資料] 2-9-3 宇部市津波ハザードマップ

第2節 教育機関及び事業者等の避難及び帰宅困難者対策

教育機関及び事業者等は、災害時にその管理する施設のうち緊急避難場所・避難所に指定されていない施設について、災害の規模その他の状況により当該施設を臨時的な緊急避難場所・避難所として開設する必要があるときは、市及び自主防災組織と連携し、当該施設を緊急避難場所・避難所として開設するよう努めるものとする。

また教育機関及び事業者等は、児童等、従業員その他の関係者が帰宅困難者（勤務先、外出先等において、災害時に交通機関の停止、道路の寸断等により帰宅することが困難な者をいう。）となるときに備え、市及び防災関係機関と連携し、必要な物資の確保及び備蓄を行うよう努めるものとする。

第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

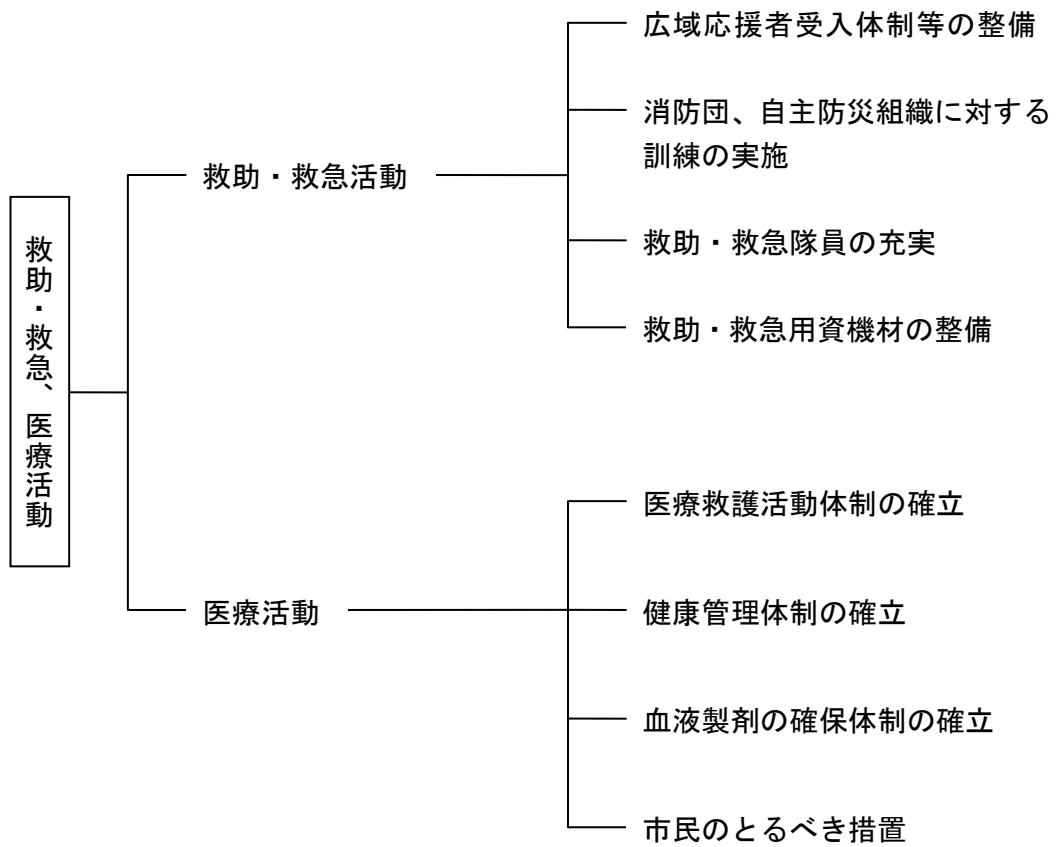
- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は、安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

市（住宅政策課、営繕課）及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、震災時における被災者へ迅速に提供する。

第10章 救助・救急、医療活動



第1節 救助・救急活動

大規模地震発生時には、救助・救急を必要とする多数の負傷者の発生が予測され、発災当初に最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、早期に活動が実施できるように救助・救急活動の初動体制の確立を図る。

第1項 広域応援者受入体制等の整備

県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう活動体制の確立を図る。

第2項 消防団、自主防災組織に対する訓練の実施

消防局は、消防団、自主防災組織に対する普通救命講習等を実施する。

第3項 救助・救急隊員の充実

救助隊員については、複雑化する救助事象に対応できるように、消防大学校、消防学校への派遣及び研修会を実施するほか、機会あるごとに教育・訓練を実施し、高度な知識、技術の習得に努める。

救急隊員については、応急処置の範囲拡大に対応した、高度救急業務の推進を図るため、救急救命士の免許取得等、新たな教育訓練を実施し、専門的知識の習得に努める。

第4項 救助・救急用資機材の整備

救助工作車、救急自動車、救助・救急用資機材等の整備充実に努める。

第2節 医療活動

効率的に医療活動を行うために、「宇部市災害時保健活動マニュアル」に基づき、必要に応じ、保健福祉専門職が一元化し、部局横断的な体制を確立する。

第1項 医療救護活動体制の確立

市及び県は、震災時における医療救護活動体制を関係機関と調整のうえ、確立しておく。

1 市の対策（地域医療対策室、地域福祉課）

- (1) 救護所の指定をするとともに、住民へ周知する。設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 災害時に医療救護班の編成を迅速に行えるよう、平時から管内医療機関や地域の医療関係団体等との連絡窓口や要請手順等を定めておく。

- (3) 救護所として宇部市休日・夜間救急診療所を整備する。
- (4) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 指定地方公共機関

市医師会は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。

第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

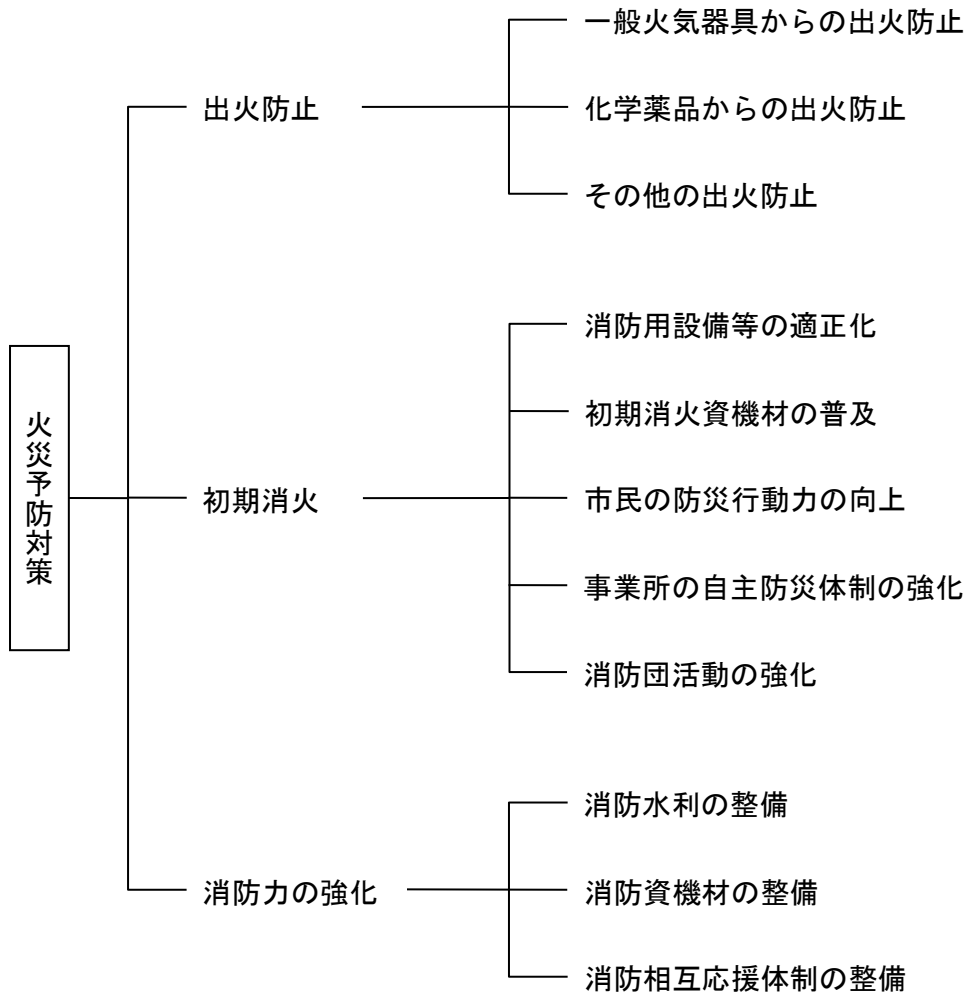
市は、震災時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

- 1 県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの血液の要請に応えられるよう、常時血液製剤を備蓄しておくとともに、他県血液センターからの支援が受けられるよう、あらかじめ体制の整備を図る。
- 2 医療機関は、震災時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 3 市は、震災時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第4項 市民のとりべき措置

- 1 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- 2 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- 3 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第 1 1 章 火災予防対策



第1節 出火防止

地震時には、火気使用設備器具、危険物、化学薬品など多くの潜在的な出火危険がある。

このため、出火の危険要因を個々に分析・検討し、その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、市民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって震災時における出火の極限防止を図る。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時における出火要因として最も大きいものが、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。

地震が発生した場合には、火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構のついたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメーター含む）等の普及促進を図る。

第2項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場などで使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・接触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図る。

第3項 その他の出火防止

1 電気・ガス施設の安全化

(1) 日常点検の励行

(2) 耐震性の確保並びに避難時の遮断措置など出火防止のための防災知識の普及啓発を促進する。

2 危険物施設の安全化

(1) 日常点検の励行

(2) 耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

3 LPガス・火薬類設備の安全化

(1) 日常点検の励行

(2) 耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

4 高層建築物及び地下街の安全化耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

5 査察時における出火危険排除の徹底を図る。

6 消防団員による住民指導

地域のリーダーである消防団員の防災知識を高め、地域住民への防災指導の徹底を図る。

7 市民の防災意識等の高揚

防災訓練や防災講習会などを通じて市民の防災意識等の高揚を図る。

8 共同溝・洞道等の安全化

(1) 日常点検の励行

(2) 耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

密集した市街地の構成及び震災に伴う多くの出火要因等から、出火防止の徹底策によっても、なお相当数の火災発生が予想される。さらに、震災時の消防活動障害等によって現行の消防体制のみでは対応が困難であると予想されるので、延焼火災件数の極限防止のために、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

第1項 消防用設備等の適正化

防火対象物の消防用設備等の適正な維持管理を推進し、事業所などの自主消火体制を充実強化する。

第2項 初期消火資機材の普及

家庭や地域に初期消火資機材の普及啓発に努め、初期消火体制の設置促進に努める。

第3項 市民の防災行動力の向上

防災訓練や防災講習会などを通じて市民の防災知識を高め、市民一人ひとりの行動力の向上を図る。

第4項 事業所の自主防災体制の強化

事業所の自衛消防隊の育成を推進する。

第5項 消防団活動の強化

地域の安全を守るための要として消防団の育成強化及び装備の充実強化を図る。

第3節 消防力の強化

大規模地震災害の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓の使用が制限され、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽、防火水槽等の消火栓以外の消防水利の整備を図る。また、海、河川、池等の自然水利を活用するなど消防水利の確保に努める。

1 防火水槽の整備

道路状況及び既設の防火水槽の設置状況等を勘案して耐震性貯水槽の増設に努める。

2 自然水利の確保

河川・水路等については、災害時に防火用水として流水を活用するなど消防水利の確保に努める。

第2項 消防資機材の整備

地震時には、同時多発火災、あるいは、大火災の発生が予測される。そのため、消防活動体制を整備強化し、地震による被害を軽減するため、次の計画を推進する。

1 消防局・消防署（宇部中央消防署・宇部西消防署）

（1）消防車両の整備

消防ポンプ自動車等の整備を図り消防力の充実強化に努める。

（2）資機材の充実

消防用各種資機材の増強整備を図り、消防力の充実強化に努める。

2 消防団

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努める。

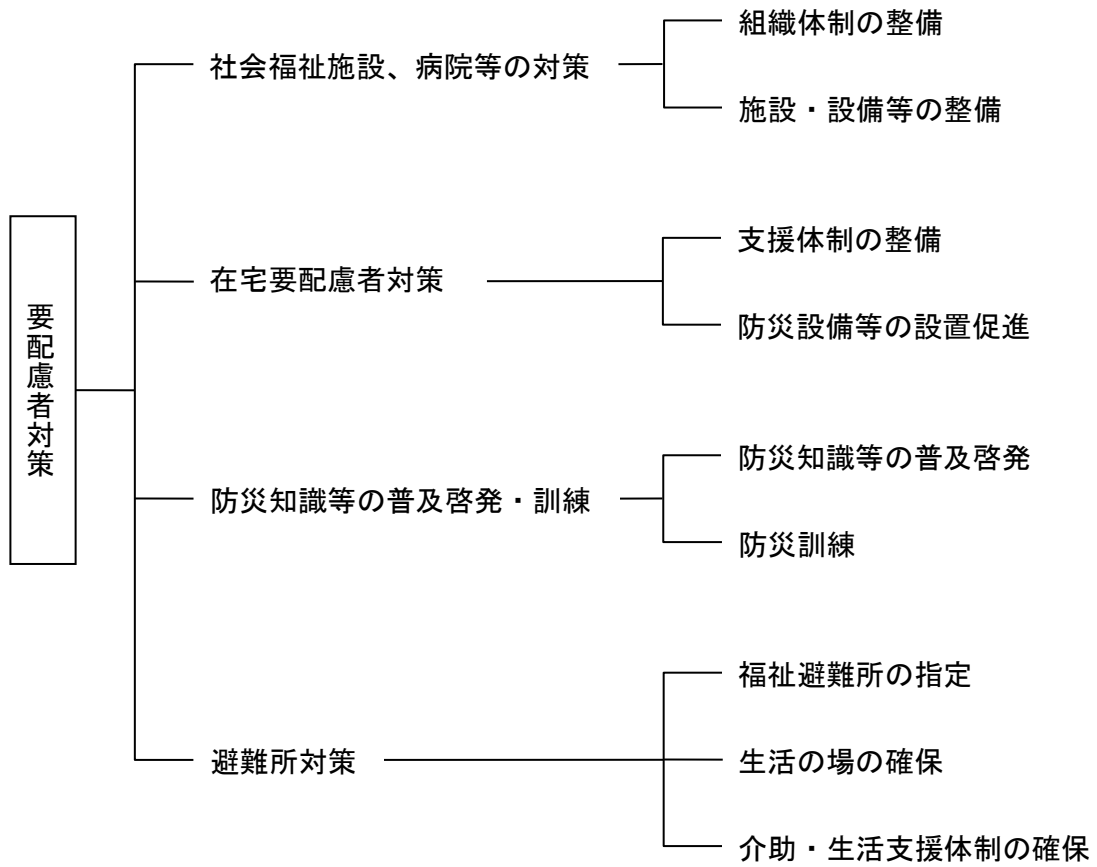
（1）消防団拠点施設及び消防ポンプ自動車等の充実強化に努める。

（2）消防用資機材及び消防団員安全装備品等の充実強化に努める。

第3項 消防相互応援体制の整備

事業所等との間の応援協定締結の推進

第12章 要配慮者対策



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課、地域医療対策室）

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の災害共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民の協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を促進する。
 - (1) 震災時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画を作成するなど、組織体制を整備する。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

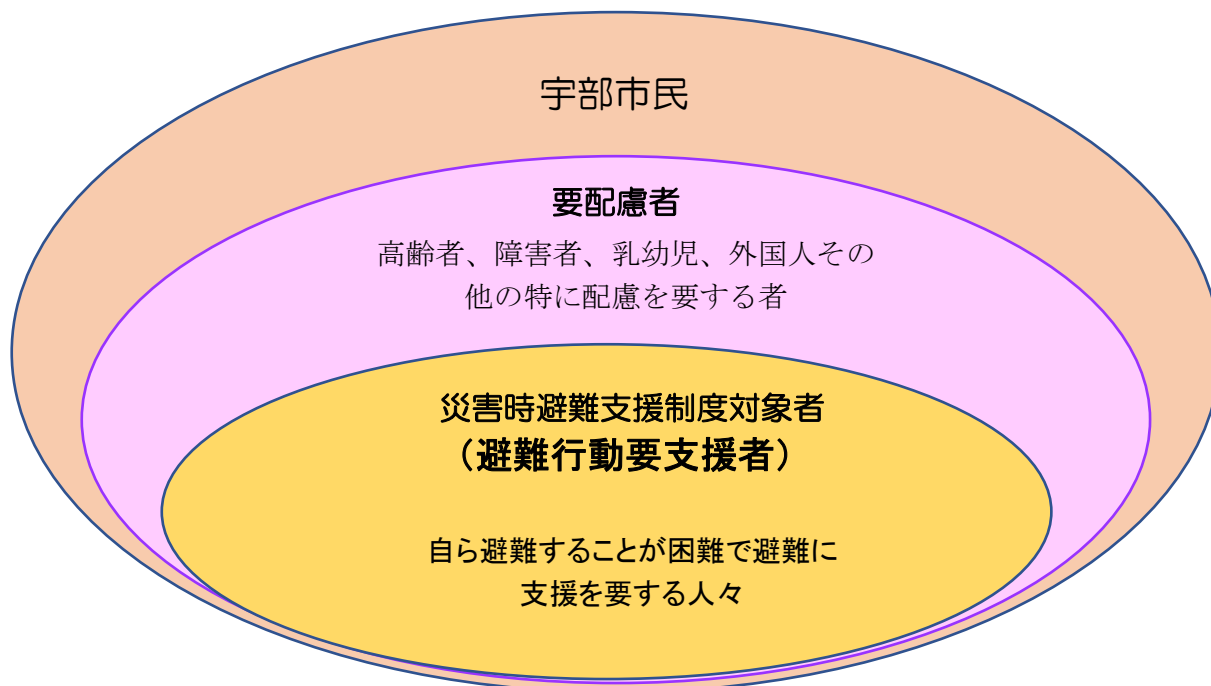
また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
 - (2) 宇部市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の災害時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設間相互、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し、継続してサービスの提供を行うことはもとより、震災により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の耐震性を確保するとともに、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）



1 要配慮者避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者への情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織、事業者等その他関係団体と連携し、援護体制を整備しなければならない。

市は、避難行動要支援者の支援を的確に行うため、必要に応じ、その保有する避難行動要支援者に係る個人情報自主防災組織又は事業者等に提供することができるものとする。ただし、自主防災組織及び事業者等は、個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

2 災害時避難支援制度

市は、災害時避難支援制度に基づき、民生委員・児童委員、福祉専門職等の協力を得て、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を作成するよう努めるものとする。

また、その実施に当たっては、消防、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織（以下、避難支援等関係者）、と事前に協議しておくものとする。

3 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に家族以外の支援を要する者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、又は後期高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 要介護認定者
- (6) 本制度の支援が必要と認められる者

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

また、個別避難計画には、次に掲げる事項に加え、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 避難行動要支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス
- ク 支援対象種別
- ケ 支援の種類

(2) 避難支援者情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 自宅電話番号
- カ 携帯電話番号
- キ 携帯メールアドレス

5 情報の集約

市においては、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

6 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。(法49条の10第4項、法49条の14第5項)。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

7 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報・個別避難計画情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合はこの限りでない。

市は、災害が発生し、又は発生するとおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報・個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報・個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

8 名簿情報・個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

市は、名簿情報・個別避難計画情報を提供するときは、名簿情報・個別避難計画情報の提供を受ける者に対して名簿情報・個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

名簿情報・個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその他の当該名簿情報・個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報・個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 避難支援関係者の対応原則

避難支援関係者は、平常時から名簿情報・個別避難計画情報を避難支援関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報・個別避難計画情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

10 避難支援関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿・個別避難計画の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿・個別避難計画制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

11 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ体制を築いておくものとする。こと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

12 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報・個別避難計画情報を最新の状態に保つこと。

1 3 市及び県は、震災時における高齢者、障害者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

1 4 市は、災害救助関係業務に加え、高齢者、障害者等に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、福祉事務所、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

[資料] 2-8-30 災害時避難支援の協力等に関する協定

第2項 防災設備等の設置促進（消防局、障害福祉課、高齢者総合支援課）

市及び県は、在宅の一人暮らし老人、重度障害者等が、震災時においても緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、震災時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発（障害福祉課、高齢者総合支援課、消防局）

1 市及び県は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、地震災害に対する基礎的知識、家具の転倒防止措置等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。（市民課、観光交流課）

3 市及び県は、地域における避難行動要支援者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、避難行動要支援者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）

市及び県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導が行えるようその支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難所対策

市（地域福祉課、障害福祉課、高齢者総合支援課）及び県は、高齢者、障害者等にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の

整備に努める。

また、被災時の男女ニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第1項 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

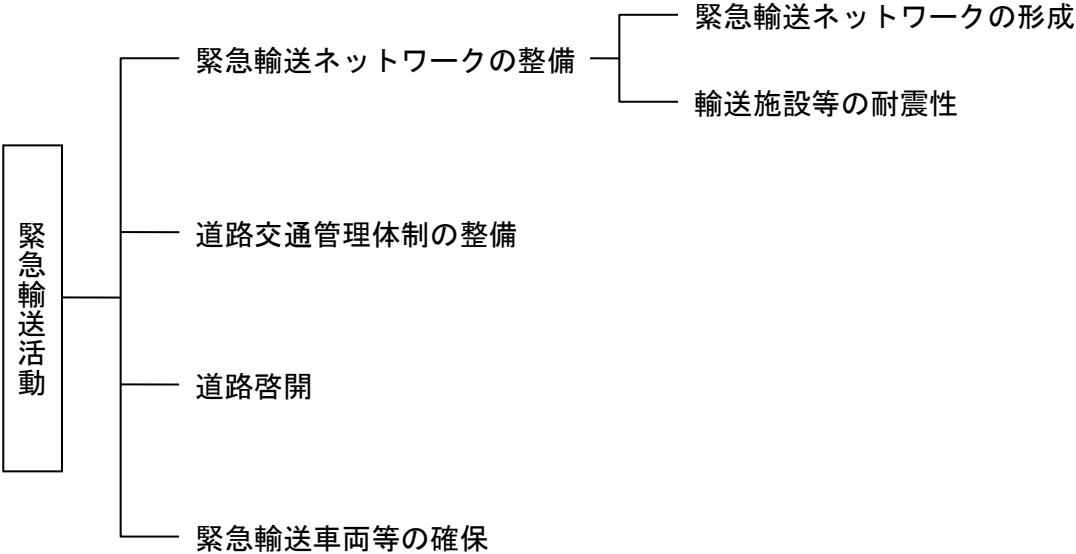
第2項 生活の場の確保

避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から生活の場の確保対策として、公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

第3項 介助・生活支援体制の確保

避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 1 3 章 緊急輸送活動



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定（県）

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

(2) 港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定

イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定（県）

他県等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定

3 活動（進出）拠点の指定（県）

他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点施設や移動する際の目標となる拠点施設を指定しておく。

4 市における輸送施設、拠点の指定

市（防災危機管理課）は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点の指定を図る。拠点施設が使用できない場合を想定し、あらかじめ利用可能な施設を把握しておく。また、協定締結し民間事業者の活用も図っていく。

5 市（防災危機管理課）及び県は、上記により指定した施設については、広報紙等を活用するなどして関係機関・住民等への周知を図る。

第2項 輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性の確保を図る。
- 2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定等の締結をする。
- 3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。
- 4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

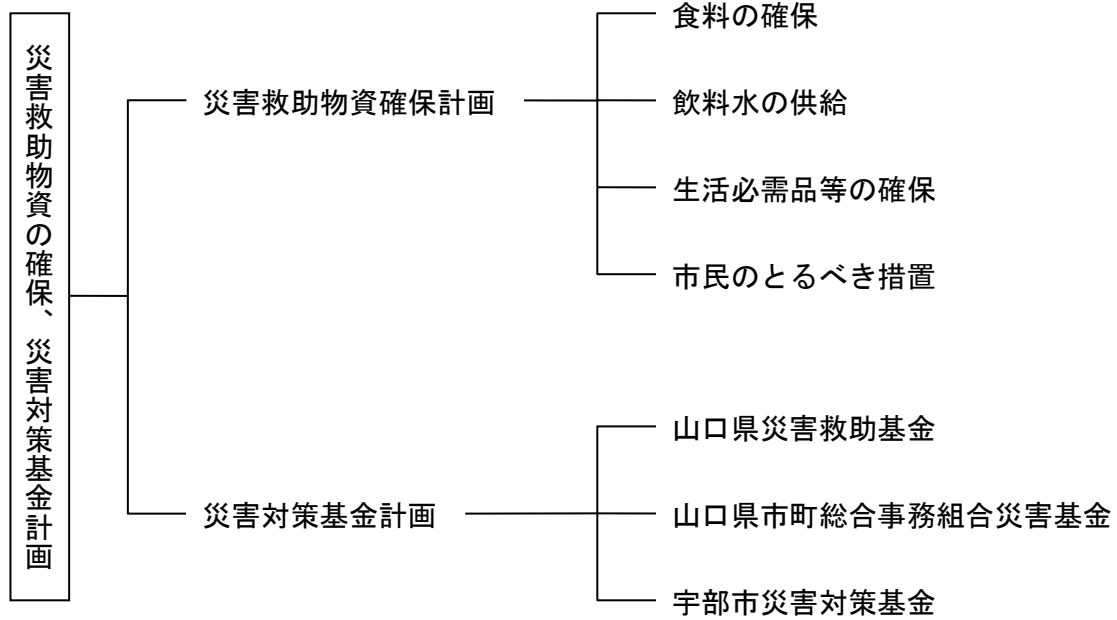
道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建築業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、市（防災危機管理課）は、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

市（防災危機管理課）及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市及び県は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県がそれぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

(2) 市（地域福祉課）

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものでありその備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市（地域福祉課）及び県は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し直ちに出荷要請を行うことができるよう応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫又は製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席メン、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

水道局は応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるよう体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

水道局は、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。

(2) 井戸水の活用

市（環境政策課）は、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導する。

4 応急給水資機材の整備

水道局は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、給水袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

水道局は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市（地域福祉課）及び県は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

市（防災危機管理課）及び県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立をおこなう。

第1項 山口県災害救助基金

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害対策基金の運用は、次の方法による。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金。
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 山口県市町総合事務組合災害基金

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

2 基金設置の目的

この基金は、組合市町の災害による減収補填、災害対策事業費その他災害にともなう費用に充て、もって組合市町の財政運営の健全化に資するため設置する。

3 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

[資料] 2-14-2 山口県市町総合事務組合災害基金現在高

4 基金の処分

(1) 基金の処分と対象となる災害は、次に掲げるものであること。

ア 風害

イ 水害

ウ 雪害

エ 地震

オ 干害

カ 火災

キ その他議会の承認を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額で処分することができるものであること。

ア 災害による減収補填を要するとき

イ 災害対策事業費の支出を要するとき

ウ その他災害に伴う費用の支出をしようするとき

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業

イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業

ウ その他組合長が必要と認めた事業

第3項 宇部市災害対策基金

1 基金設置の目的

災害対策基本法第101条及び国、県の防災計画に基づき、災害非常時の応急対策に要

する経費の財源として積み立てるとともに、その財源を活用し即時に災害対策に着手することを目的として設置する。

2 積立目標額

目標額は設定しない。

3 適用基準

災害救助法の適用はないが、それに近い大規模災害に適用し、次の適用事例に掲げる災害対策を必要とする事態の発生を伴う概ね次のような被害件数を目安とし、以下の3種類のうち1つ以上に該当した場合、該当すると見込まれる場合の災害経費に充当する。

また、災害対応の強化及び地域住民の自発的な活動を促進するために充当する。

- (1) 全壊（全流失・全埋没・全焼失）家屋10世帯以上
- (2) 半壊（半流失・半埋没・半焼失）家屋20世帯以上
- (3) 床上浸水（住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯）30世帯以上

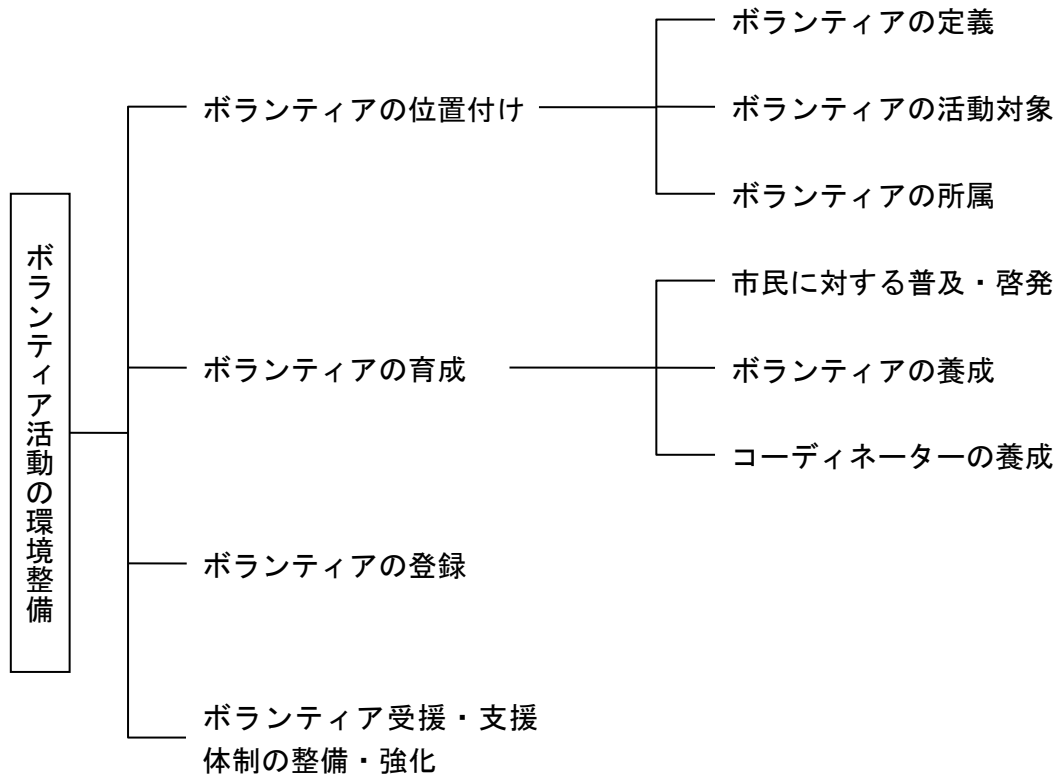
※ 被害を受けた世帯の数の算定は、半壊世帯は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって1つの全壊世帯とみなす。

4 適用事例

- (1) 応急仮設住宅など収容施設の建設
- (2) 炊き出し等による食品の支給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給
- (4) 学用品の支給
- (5) 災害で日常生活に著しい支障を及ぼしている土石、竹木等の除去費用
- (6) 自主防災組織の活動助成として支給
- (7) その他市長が必要と認めるもの

[資料] 2-14-3 宇部市災害対策基金現在高

第15章 ボランティア活動の環境整備



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画におけるボランティアとは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容	担当課
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動等及びその支援等）・その他特殊な技術を要する者	住宅政策課 建築指導課 土木河川課 健康増進課 地域医療対策室 こども支援課 障害福祉課 防災危機管理課 観光交流課 消防局 防災危機管理課等
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業	職員課 地域福祉課

第3項 ボランティアの所属

(1) 組織や団体に所属するボランティア

NGO（非政府組織）やNPO（特定非営利活動）法人、企業及び宗教団体等の組織や団体に所属するボランティアで、自らの行動規範で活動する。

(2) 個人ボランティア

学生や勤労者等の中で、組織や団体に属さず、個人の意志で参加するボランティアで、個人の能力差が大きく、経験の少ない者が比較的多い。

(3) 後方支援や資金の提供をするボランティア

直接被災地で活動するのではなく、被災地外で行う支援活動や資金・物資等の支援を行うボランティアで、多くの者が参加できる。

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、県共同募金会、日本赤十字社山口県支部、並びに地域の関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。また、学校や地域等において、福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるよう社会福祉行事等を行う。

第2項 ボランティアの養成

市（各課）、市社会福祉協議会及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市社会福祉協議会は関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市社会福祉協議会（宇部ボランティアセンター）及び関係団体は、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

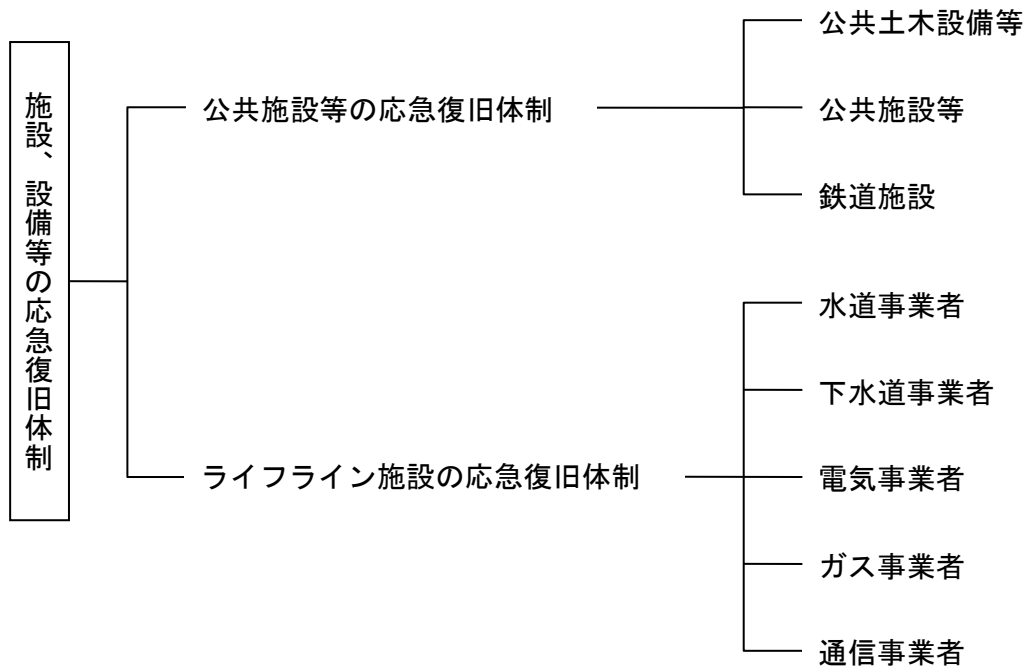
第4節 ボランティア受援・支援体制の整備・強化

市（地域福祉課）及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）及び県社会福祉協議会、宇部市民活動センター青空等と連携して、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図り、受援体制及び支援体制を整備する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動及び市災害ボランティアセンターの設置運営等を円滑に行うため、マニュアルを整備するとともに研修訓練を行う。市は、これらの活動に対して必要な指導助言及び財政支援を行う。

J V O A D	080-5961-9213
山口県社会福祉協議会	083-924-2777
宇部市社会福祉協議会	0836-33-3131
宇部市民活動センター	0836-36-9555

第16章 施設、設備等の応急復旧体制



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木設備等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者間相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱をひきおこすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第 17 章 危険家屋移転促進対策



第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市（住宅政策課）が行う。例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象）にかかるもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。